

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第27号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分	支給単位	報酬の額		区分	支給単位	報酬の額	
<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	
(19) <u>福祉型児童発達支援センター嘱託医</u>	内科医	<省略>	<省略>	(19) <u>知的障害児通園施設嘱託医</u>	内科医	<省略>	<省略>
	歯科医	<省略>	<省略>		歯科医	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。